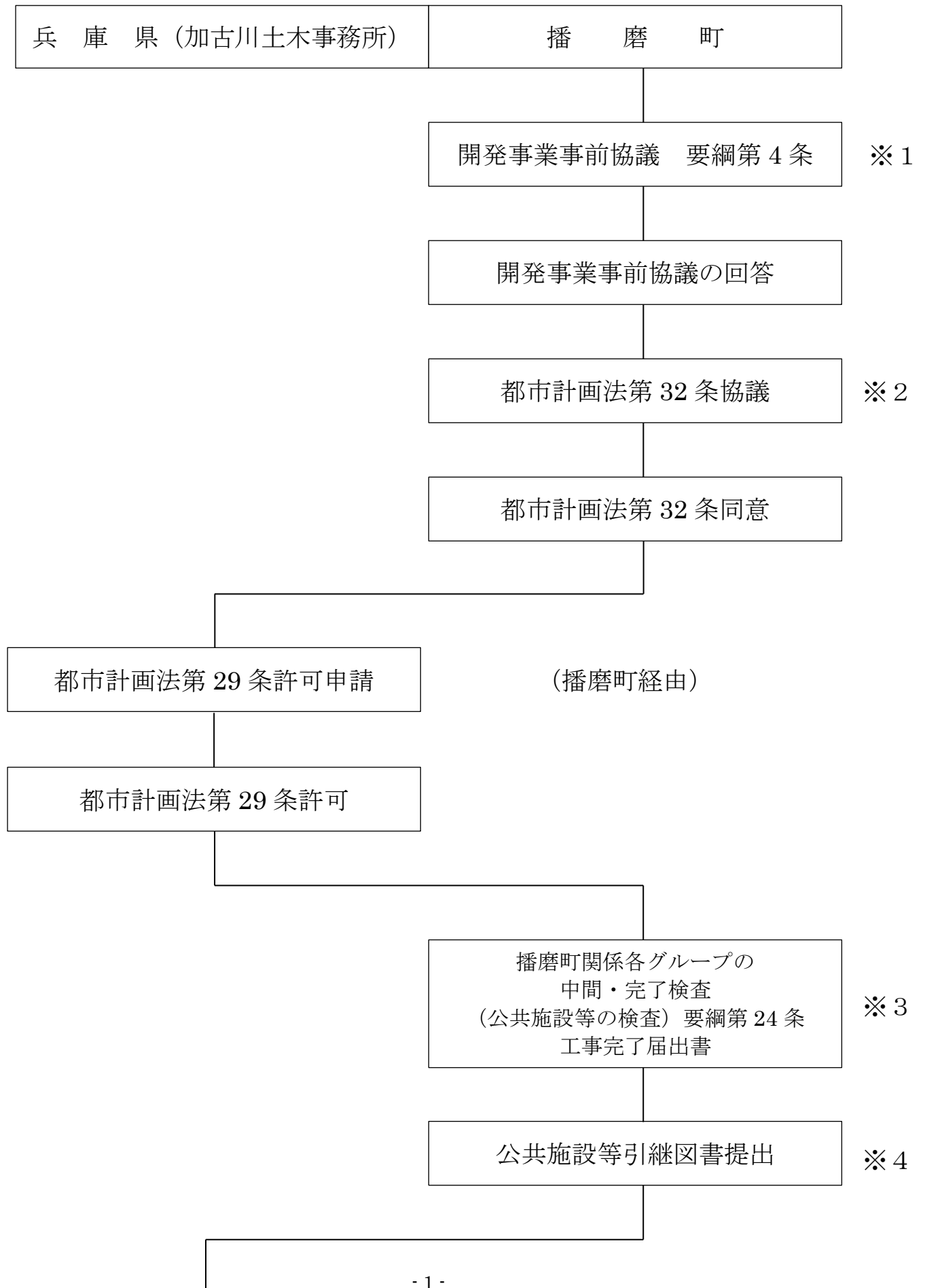
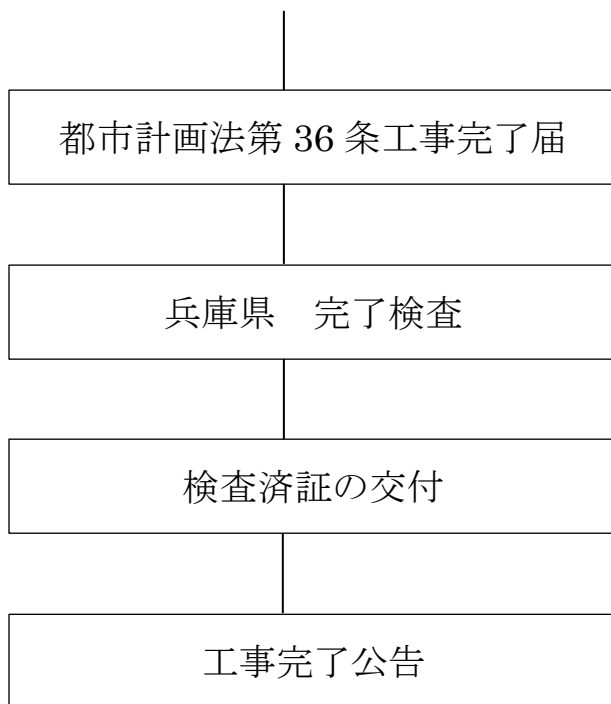


公共・公益施設引継手続きの手引き

平成26年10月1日

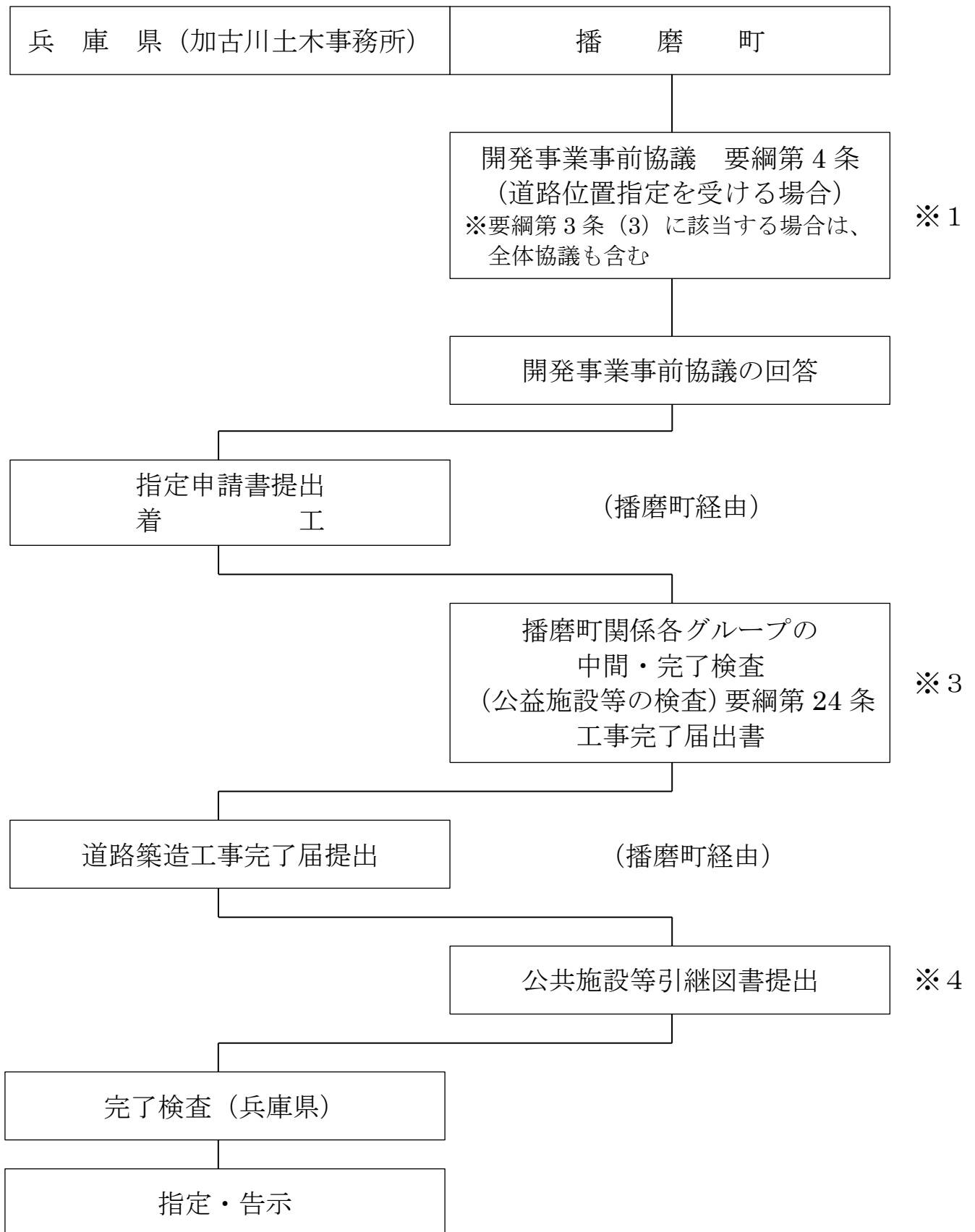
<事務の流れ>





- ※1 戸建住宅……………様式第1号
集合住宅……………様式第2号
- ※2 協議報告書……………様式第4号
町長への協議……………様式第5号
- ※3 町長への届出……………様式第10号
- ※4 「公共・公益施設引継手続きの手引き」による。

<事務の流れ> (位置指定道路)



所有権移転登記

図 書 名	部 数	縮 尺	備 考
引 継 書	1		様式第14号
嘱託登記依頼書	1		様式第15又は16号
都市計画法第32条 による協議(同意)書	1		
位 置 図	1	1 / 2500	
土 地 所 在 図	1	1 / 250~500	
地 籍 測 量 図	1	1 / 250~500	
登 記 簿 謄 本	1		
登記原因証明情報 及び登記承諾書	1		様式第16-2号 又は16-3号
印鑑証明・資格証明	1		
寄附採納願届出書	1		道路位置指定の時必要 様式第16-1号

1. 公共・公益施設の別により、分合筆・地目変更登記のこと。

道路用地	公衆用道路
公園用地	公園
清掃施設用地	雑種地
水路用地	用悪水路
集会施設用地	宅地
防火水槽用地	雑種地
開発道路予定地	雑種地

2. 公簿面積が実測面積と同じこと。

3. 第三者及び所有権以外の権利を抹消すること。

4. 公共施設の境界を明確にするため、境界線の各折点 及び必要と思われる箇所に、町の指示する境界杭等を設置すること。

道 路

図 書 名	部 数	縮 尺	備 考
引 継 書	2		様式第14号
路 線 調 書	2		様式第17号
橋 梁 調 書	2		様式第18号
道 路 用 地 調 書	2		様式第19号
位 置 図	2	1/2500	
道路用地地積地番図	2	1/500	
分 筆 図	2	1/250~500	
道 路 台 帳 平 面 図	2		
横 断 面 図	2	1/50~100	
構 造 図	2	1/50~100	
道路地下埋設物件占用図	2	1/500	
橋 梁 調 書 添 付 図 書	2		
占用権権利譲渡関係書	2		

公 園

図 書 名	部 数	縮 尺	備 考
引 継 書	2		様式第14号
公園施設関係引継調書	2		様式第20号
位 置 図	2	1/2500	
土 地 所 在 図	2	1/250~500	
地 籍 測 量 図	2	1/250~500	
土 地 利 用 計 画 図	2		都計法第32条図面
平 面 詳 細 図	2	1/500	原図も含めて3部提出
断 面 詳 細 図	2	1/50~100	
施 設 詳 細 図	2	1/20~100	
占 用 図	2	1/100~200	

1. 平面詳細図には、公園周辺、境界線、境界杭等、地形、公園施設及び地下埋設物等を図示する。また、サイズはA版で作成する。
2. 施設詳細図については、主要な施設の名称、寸法及び構造等を図示する。
3. 断面詳細図については、断面の変化する箇所毎に作成する。
4. 占用図は、他の公共施設が施設内を占用している場合、当該施設の名称、寸法及び構造等を図示する。
5. 遊具については、製造業者名及び型式を記入する。

水路・消防水利・清掃施設等

図 書 名	部 数	縮 尺	備 考
引 継 書	2		様式第14号
引 継 調 書	2		様式第21号
位 置 図	2	1/2500	
土 地 利 用 計 画 図	2	1/250~500	
地 籍 測 量 図	2	1/250~500	
土 地 利 用 計 画 図	2		都計法第32条図面
平 面 詳 細 図	2	1/50~200	
断 面 詳 細 図	2	1/50~100	
施 設 詳 細 図	2	1/20~100	
占 用 図	2	1/100~200	

1. 平面詳細図には、周辺、境界線、境界杭等、地形、工作物及び地下埋設物等を図示する。
2. 施設詳細図については、主要な施設の名称、寸法及び構造等を図示する。
3. 断面詳細図については、断面の変化する箇所毎に作成する。
4. 占用図は、他の公共施設が施設内を占用している場合、当該施設の名称、寸法及び構造等を図示する。

※提出先は全て都市計画グループとする。

※下水道に関しては、播磨町下水道法第16条に関する指導要綱に基づき、譲渡申請を下水道グループに行うこと。

道 路 引 継 書 作 成 基 準

(目的)

1. この基準は、道路建設者が道路管理者に道路の引き継ぎ等を行う際に提出しなければならない図書の種類、様式及び作成方法について定めるものとする。

(図化方法)

2. 図化は、播磨町道路台帳図式規定に準拠して行わなければならない。

(道路台帳平面図の表示事項)

3. 道路台帳平面図には、次の各号に定めるものを表示しなければならない。
 - ア 方 位
 - イ 町境、大字、字の名称及び境界線
 - ウ 60メートル以下の曲線半径及び当該箇所のカント、曲線長及び交差角
 - エ 8パーセント以上の縦断勾配
 - オ 道路の名称、起点及び終点
 - カ 路面の種類
 - キ 橋梁及び名称
 - ク 道路施設
 - ケ 交差又は接続する道路の名称及び種類
 - コ すみ切りの長さ
 - サ 交差する鉄道等の名称及び踏切道名
 - シ 道路用地境界標示板又は杭
 - ス 沿道の地形及び地物
 - セ 電柱類
 - ソ 横断面図作成箇所切取図

(道路の起点及び終点)

4. 路線は、原則として「東側」又は「南側」を起点として、「西側」又は「北側」を終点とする。

(路面の種類)

5. 路面の種類は、次の区分により表示しなければならない。
 - ア アスファルト系（高級・簡易の別）
 - イ コンクリート系（コンクリート・平板の別）
 - ウ ブロック系（石・レンガ・木の別）

(道路施設)

6. 道路施設は、次のものを表示しなければならない。
 - ア 歩道及びその幅員
 - イ 側溝及びその種類
 - ウ 雨水枿
 - エ 中央分離帯
 - オ 植樹帯
 - カ ガードレール類及びその種類（レール・パイプ・その他のもの）
 - キ カーブミラー及びその型式

- ク 車止め
- ケ 立体横断施設
- コ 道路照明灯及び街路灯
- サ 駒止めブロック

(道路地下埋設物件占用図の表示事項)

7. 道路地下埋設物件占用図には、次の各号に定めるものを表示しなければならない。

- ア 方位
- イ 町境、大字、字の名称及び境界線
- ウ 道路の名称、起点及び終点
- エ 橋梁及び名称
- オ 交差又は接続する道路の名称及び種類
- カ 交差する鉄道等の名称及び踏切道名
- キ 側溝、歩道及び中央分離帯
- ク 水道本管、ガス本管、下水道本管、電気ケーブル管及び電話ケーブル管
- ケ 管の材質、径、幅、条数、土被り及び埋設年次
- コ 下水の流水方向及び勾配
- サ マンホール、ハンドホール及び消火栓
- シ 横断面図作成箇所切取線

(道路用地地積地番図の表示事項)

8. 道路用地地積地番図には、次の各号に定めるものを表示しなければならない。

- ア 沿道土地の地番
- イ 方位
- ウ 町境、大字、字、起点及び終点
- エ 道路の名称、起点及び終点
- オ 道路用地境界標示板又は杭
- カ 筆界線及び地番
- キ 筆ごとの求積表

(横断面図の表示事項)

9. 横断面図には、次の各号に定めるものを表示しなければならない。

- ア 道路施設
- イ 舗装断面（断面決定の根拠数値）
- ウ 横断勾配
- エ 道路地下埋設物件

(横断面の作成箇所)

10. 横断面図は、道路施設、地下埋設物件及び舗装断面が変化する箇所ごとに作成しなければならない。

(構造図の表示事項)

11. 構造図には、道路施設を表示しなければならない。

(調書の作成)

12. 調書には、様式第17号から様式第19号までに必要な事項を記入し、必要な図書を添付して作成しなければならない。

(橋梁調書に添付すべき図書)

13. 橋梁調書には、平面図、側面図、横断面図、構造図、写真及びマイクロフィルム（橋長14.5メートル以上のもの）

(道路用地調書に添付すべき図書)

14. 道路用地調書には、分筆図及び土地登記簿謄本を添付しなければならない。

(現地立会等)

15. 道路を道路管理者に引き継ごうとする者は、あらかじめ道路管理者に現地立会を求め、引き継ぎに必要な事項について指示を受けなければならない。